

藤沢市教育委員会定例会（２月）会議録

日 時 2011年2月3日（木）午後3時

場 所 東館2階教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第35号 藤沢市教育振興基本計画について
 - (2) 議案第36号 市議会定例会提出議案（指定管理者の指定）について
 - (3) 議案第37号 市議会定例会提出議案（藤沢市学校事故措置条例の一部改正）に同意することについて
 - (4) 議案第38号 市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについて
 - (5) 議案第39号 市議会定例会提出議案（平成22年度藤沢市一般会計補正予算（第5号））に同意することについて
 - (6) 議案第40号 県費負担教職員の人事異動について
 - (7) 議案第41号 藤沢市子ども読書活動推進計画について
 - (8) 議案第42号 ふじさわスポーツ元気プランについて
 - (9) 議案第43号 藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
 - (10) 議案第44号 藤沢市スポーツ広場条例施行規則の制定について
 - (11) 議案第45号 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について
 - (12) 議案第46号 八松小学校及び羽鳥小学校の通学区域の一部改正について
- 5 その他
 - (1) 生涯ふじさわプランの改定について
 - (2) 市民との協働による公民館及び図書館の運営について
 - (3) 「はやぶさ」帰還カプセル展示について
- 6 閉 会

出席委員

1 番	佐々木	柿 己
2 番	赤 見	恵 司
3 番	澁 谷	晴 子
4 番	小 澤	一 成
5 番	岩 本	育 子

出席事務局職員

教育総務部長	田 中 一 次	生涯学習部長	中 村 亮 一
教育総務部担当部長	村 岡 泰 孝	生涯学習部担当部長	須 藤 公 夫
教育総務部参事	中 島 徳 幸	生涯学習課長	秋 山 曜
教育総務部参事	吉 田 早 苗	総合市民図書館長	古 谷 一 幸
教育総務部参事	佐 川 悟	スポーツ課長	稲 垣 一 彦
教育総務部参事	酒 井 一 二	生涯学習課主幹	熊 谷 敬 子
学務保健課長	吉 住 潤	文化推進課主幹	神 尾 哲
教育政策推進課主幹	土 居 秀 彰	総合市民図書館主幹	内 藤 彰
教育指導課主幹	岡 滝 男	生涯学習課課長補佐	斎 藤 隆 久
教育総務課主幹	須 田 朗	生涯学習課課長補佐	三ツ井 幸 子
教育文化センター長	斎 藤 公 孝	スポーツ課課長補佐	笠 原 竜 雄
学校教育相談センター長	天 利 智 子	スポーツ課課長補佐	牧 野 行 雄
教育総務課課長補佐	中 川 あをい	教育政策推進課指導主事	小 沼 徹
教育指導課指導主事	志 水 敦 子	学務保健課課長補佐	中 村 大
書 記	田 邊 義 博		

午後3時00分 開会

岩本委員長

ただいまから藤沢市教育委員会2月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・赤見委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・佐々木委員、2番・赤見委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

次に、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

それでは、このとおりに承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

議事に入ります前に、議案第36号市議会定例会提出議案(指定管理者の指定)に同意することについて、議案第37号市議会定例会提出議案(藤沢市学校事故措置条例の一部改正)に同意することについて、議案第38号市議会定例会提出議案(藤沢市公民館条例の一部改正)に同意することについて、議案第39号市議会定例会提出議案(平成22年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについては、平成23年2月の藤沢市議会定例会への提出案件であるため、議案第40号県費負担教職員の人事異動については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書により非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長

ご異議がありませんので、議案第36号市議会定例会提出議案(指定管理者の指定)に同意することについて、議案第37号市議会定例会提出議案(藤沢市学校事故措置条例の一部改正)に同意することについて、議案第38号市議会定例会提出議案(藤沢市公民館条例の一部改正)に同意することについて、議案第39号市議会定例会提出議案(平成22年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについて、議案第40号県費負担教職員の人事異動については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 それでは、これより議事に入ります。

 議案第35号藤沢市教育振興基本計画についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐川教育総務部参事 議案第35号藤沢市教育振興基本計画についてご説明申し上げます。本計画につきましては、教育基本法第17条第2項の「地方公共団体は、国が定めた教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との規定に基づき策定するものでございます。また、計画の策定は、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1号教育行政の運営に関する基本的な方針を定めることに該当し、教育委員会において定めることと規定されておりますことから、今回提案させていただくものです。

 それでは、お手元にお配りさせていただいた計画書に基づきご説明申し上げます。(資料参照)

 3ページの「目次」により計画書の構成についてご説明いたします。7ページ、「Ⅰ 計画の策定について」の「1 計画策定の趣旨」では、本計画は、本市の教育に関する総合的な中期計画として、本市が目指す教育の方向性を明らかにするとともに、藤沢市新総合計画にある「新しい公共」、「地域分権」の視点を取り入れ、基本方針ごとの具体的な施策を示すものです。

 「2 計画の位置づけ」は、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興のための施策に関する基本計画として、位置づけられます。また、藤沢市新総合計画の教育に関する部門別計画を担うものです。

 「3 計画の対象範囲及び対象期間」は、本計画は、教育基本法に規定される生涯学習の理念に基づき、本市域の教育全般にわたる計画として、概ね10年後を見据えた基本構想をもとに、平成23年度から5年間に取り組むべき施策を示しております。

 9ページ、「Ⅱ 藤沢市の教育の現状と課題」の「1 藤沢市の教育の歴史」では、先駆的、独自のそして地域の要望や保護者の思いにきちんと向き合い、教育課題に迅速に対応するといった本市の学校教育の取り組みや、学校教育と社会教育の連携を重要視し、市民の生涯学習活動や学校・家庭・地域が連携した教育環境づくりなど、本市の教育の特徴とも言える取り組みに通ずる本市の教育の歴史について記載しております。

 12ページ、「2 現状から予想される社会の姿」の(1) 少子高齢化、

(2) 国際化と情報化、(3) 産業形態の変化と生活の変化の3項目をキーワードとして、データ、グラフ等により分析をしたものです。

22 ページ、「3 藤沢市の教育の現状と課題」では、教育を取り巻く環境の変化、子どもたちの学習意識、市民アンケート等の結果などから、本市の教育において重点とすべき方向性を述べております。

25 ページ、「Ⅲ 基本構想」。この表は、本計画の基本構想として掲げた基本理念、3つの目標、7つの基本方針の構成を図式化した体系図です。この表により基本構想の説明をいたします。本計画の基本理念を「未来を拓く「学びの環」ふじさわ」といたしました。この基本理念が目指すものは、子ども、若者がいつも夢を持ちながら、他者とともに学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現です。

3つの目標は、基本理念が目指す理想の姿を具現化するため掲げたものでありまして、目標①は、一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する。目標②は、多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する。目標③は、学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する。そしてこの3つの目標全体を達成するため、施策・事業を展開していくための軸として7つの基本方針を掲げました。なお、26 ページから 37 ページまでは基本構想を詳しく説明した内容となっております。

38 ページ、「Ⅳ 基本方針ごとの施策及び実施事業」です。この表は、基本構想に掲げた7つの基本方針に 22 の施策の柱立てをし、99 の実施事業を掲げ、基本方針ごとに整理した体系図です。

41 ページ、この表は、基本方針、施策の柱、事業番号の順に事業コード番号を付番し、事業名、担当課を明示した一覧表です。例を申し上げますと、事業コード1-1-1は、基本方針①の施策の柱①に分類した1つ目の事業ということになります。なお、表の右側の「新総合計画」の欄に丸印がある事業は、新総合計画に位置づけた事業で、合計 69 事業ございます。表の一番右側の「新規事業」欄に「新」とあるのは、平成 23 年度から取り組む新規事業で、合計 22 事業ございます。この中にはこれまでの取り組み内容を再構築し、新規事業として位置づけた事業も含めております。なお、継続事業の多くは事業内容の拡大、あるいは年次ごとの取り組みの拡充を図る内容となっております。

それでは、基本方針ごとにご説明申し上げます。

42 ページ、基本方針1「共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」については、「確かな学力の向上」など5つ

の施策の柱のもとに 20 の実施事業を掲げました。このうち新規事業として位置づけた事業は、事業コード 1-4-8「中学校給食実施研究事業」、事業コード 1-5-3「不登校児童生徒対策事業」の 2 事業です。

次に、基本方針 2「家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援・充実を図ります」については、「家庭における教育力の向上」など 4 つの施策の柱のもとに 15 の実施事業を掲げました。このうち新規事業として位置づけた事業は、事業コード 2-2-6「幼稚園・保育所・小学校・中学校連携推進事業」、事業コード 2-4-3「就学援助拡充事業」の 2 事業です。

次に、基本方針 3「学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります」については、「学びを支え質の高い教育環境の整備」など 3 つの施策の柱のもとに 17 の実施事業を掲げました。このうち新規事業として位置づけた事業は、事業コード 3-2-2「学校適正配置研究事業」、事業コード 3-3-2 から 3-3-4 までの「学校施設環境整備事業」関係の 3 事業、事業コード 3-3-9「学校給食食器改善事業」、事業コード 3-3-10「校庭の芝生化推進事業」の 6 事業です。

次に、基本方針 4「多様な学びのできる生涯学習社会を目指します」については、「生涯学習の推進」など 3 つの施策の柱のもとに、16 の実施事業を掲げました。このうち新規事業として位置づけた事業は、事業コード 4-2-2「総合市民図書館市民運営事業」、事業コード 4-2-4「南市民図書館整備事業」、事業コード 4-2-9「次世代図書館構築事業」、事業コード 4-3-3「藤沢公民館改築事業」、事業コード 4-3-4「村岡公民館改築事業」の 5 事業です。

次に、基本方針 5「地域に根ざした芸術・文化活動の推進を図ります」については、「芸術・文化活動の支援」など 2 つの施策の柱のもとに 14 の実施事業を掲げました。このうち新規事業として位置づけた事業は、事業コード 5-2-1「江の島歴史遺産保存整備活用事業」、事業コード 5-2-2「市指定史跡耕余塾の跡整備事業」、事業コード 5-2-6「映像資料整備公開事業」、事業コード 5-2-7「保存民家復原公開事業」、事業コード 5-2-9「文化資料展示施設開設事業」の 5 事業です。

次に、基本方針 6「健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います」については、「健康づくりの推進」など 3 つの施策の柱のもとに、10 の実施事業を掲げました。このうち新規事業として位置づけた事業は、事業コード 6-2-4「スポーツノーマライゼーション事業」です。

次に、基本方針 7「多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します」については、「多文化・多世代の交流の推進」など 2 つの施策の柱のもとに、7 の実施事業を掲げました。このうち新規事業と

して位置づけた事業は、事業コード7-2-3「学校施設の有効活用推進事業」です。

次に、「V 進行管理について」、本計画を確実に推進していくため、外部の有識者等による組織を設置し、毎年度進捗状況について点検・評価を実施いたします。点検・評価は毎年、教育行政事務の実行管理状況について、その結果を議会に報告し、公表することが義務づけられております。なお、教育委員会所管外の事業につきましても、あわせて進行管理を実施してまいります。また、計画期間中に状況の変化や新たに対応すべき課題が生じた場合には、計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、99 ページ以降は「資料編」でございまして、アンケート調査結果や藤沢市教育振興基本計画策定委員会の開催状況、計画策定までの経過などの資料を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、議案書を朗読いたします。（議案書参照）以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第35号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員

21年度から始めて丸2年間、事務局の皆さんにはご苦労さまでした。非常にわかりやすい計画ができたと思います。市民の方に見ていただいて、教育委員会を理解していただければと思います。

これからのスケジュールとして、133ページには2月23日までのことが掲載されていますが、今後のスケジュールを教えてくださいと思います。

佐川教育総務部参事

2月23日の議会文教常任委員会に報告した後、並行して今日の議決をもちまして、印刷等を発注し、3月中にはホームページ等にも掲載していきたいです。新年度からは進行管理ということになりますが、これに基づいて各課の事業を進行していくという流れになるかと思いません。

澁谷委員

ホームページに載るのは3月ということですが、冊子はどこに置くのですか。

佐川教育総務部参事

市の刊行物を取り扱っている部署、閲覧に関しては各市民センター等でも閲覧できるようにしていきたいと思っておりますし、なるべく多くの人に見ていただくような機会をつくっていきたいです。それから概要版もあわせて印刷していきたいと思っております。これに関しても内容的には重複する部分が出てきますので、計画書として出す時点には同じものがホームページで閲覧できるように、また、今日の資料に関しては議事録の資料の1つとして公開されていくものと考えております。ホ

ホームページはできるだけ合わせた方がいいと思いますので、表紙にカット等を加えた形で印刷を考えておりますので、できれば、完成形の形でホームページにはアップしたいと考えております。

土居教育政策推進課主幹 冊子の配布先は市内の小学校、中学校、高等学校、大学、幼児教育の部分もごございますので保育所、幼稚園、教育機関、近隣他市といったところを予定しています。

岩本委員長 印刷部数は何部ほど予定していますか。

土居教育政策推進課主幹 概要版の方がより多く配布できるということもありますけれども、この冊子の印刷については800部程度を予定しております。概要版の方は約1,000部を考えております。

岩本委員長 ホームページは完全版を公開する予定ですか。

土居教育政策推進課主幹 ホームページには今日お示した冊子の内容を考えております。

小澤委員 市民が見やすい教育振興基本計画ができたと思います。これから見えるものと見えないものが出てくると思います。見えるものとは学校整備とかは見えてきますけれども、見えないものとしては学校教育目標に合わせた教育実践とか教育の質の向上という事業もあるので、この目的が達成されるように振興基本計画を何度も読み返していただいて、目標に立ち戻ってぶれずにやっていきたいし、27年度には「学びの環」ができるような藤沢市を目指して、教育委員会もしっかりやっていきたいと思っております。

岩本委員長 この教育振興基本計画は、今後、どういった周期で見直しを予定していますか。

佐川教育総務部参事 点検・評価を毎年行っていきたいと思いますが、大きくは10年を見据えた基本構想ですが、見直しの時期は5年後が当たると考えております。しかし、社会情勢、経済情勢等がありますので、事業を進行していく中で毎年見直しをしていくことになるかと思っております。

岩本委員長 2年間にわたる教育振興基本計画でしたが、策定委員会の会議等を教育委員も傍聴をさせていただきましたので、この間、どういうふう計画をつくっていくかということで、教育政策推進課を初め事務局の苦労と努力の結晶によって計画ができたことを非常にうれしく思います。25ページの基本計画体系図の目標③に、学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て教育支援体制を推進するということが掲げられています。藤沢っ子を育成するというので、先ほど小澤委員からお話がありましたように、目に見えないものの大切さと目に見える部分の充実と両方図っていかなければいけないと思っております。

全体的に、目を惹く派手さはないかもしれませんが、いろいろな分野から、子どもたちを育てる基礎的な土台をつくり上げるための計画ができ上がったのではないかと思います。多くの方々からも今後具体的に何をやるかが重要だと言うご意見があります。今後、1年ごとに計画をする中でいろいろな変更や実情にあわせた臨機応変な対応が求められると思いますが、ぜひ、学校・家庭・地域・行政の連携を目指して、計画を大事にし、実行していただけたらと思います。

それでは、議案第35号藤沢市教育振興基本計画については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第35号藤沢市教育振興基本計画については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第41号藤沢市子ども読書活動推進計画についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷総合市民図書館長 議案第41号藤沢市子ども読書活動推進計画について、ご説明申し上げます。この議案を提出いたしましたのは、子どもの読書活動の推進に関する法律第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」の規定に基づきまして、本市の子どもの読書活動を支援するため、策定しております「子ども読書活動推進計画」の現行計画が平成22年度までのため、平成23年度以降に向けた計画を策定する必要によるものです。

それでは、資料に基づき説明をいたします。(資料1参照)

1. 改定の経過ですが、子ども読書活動推進計画策定委員会における6回の討議及びアンケート調査結果等をもとに、昨年8月改定計画の素案を決定いたしました。この素案につきましては、8月に教育委員会、9月に文教常任委員会でご報告申し上げ、その後、パブリックコメントを実施したものです。そしてパブリックコメント等におけるご意見等を踏まえ、策定委員会で討議し、改定計画案を策定、本日の教育委員会にお諮りしているものです。

2. パブリックコメントの実施結果。実施期間は平成22年10月5日から11月3日間で、意見等を寄せられた方は個人60、団体14、合計74通で、内容を分析した結果、211の項目にわたるご意見が寄せられました。意見等の内訳は一覧のとおりですが、これらの中で特に多かったご意見は、学校及び学校図書館に関するものが98件、次いで市民図書館における取

り組みや事業に関するものが 65 件、家庭・地域・ボランティアに関するものが 23 件となっております。意見等の内容については、素案の記載事項に関して、それらを補強するものがほとんどで、新たな項目の追加や内容の修正を求める意見は余りございませんでした。

3. 素案からの修正内容。資料 2 の「旧」の欄は素案の修正ページ及び修正箇所です。「新」は修正及び追加した文書です。「備考」は、修正・追加した理由及びそれがパブリックコメントによるものか、策定委員会の討議によるものかについての記載です。なお、修正・追加した文章は、資料 3、改定計画書のそれぞれの箇所に網掛けをしてございますので、ご参照いただきたいと存じます。

まず 27～28 ページ、第 1 次計画の達成度評価について、パブリックコメントで施策の内容と評価の妥当性がわかりにくいと指摘された箇所に説明を加えたものです。

次に 38 ページ、計画推進の基本方針の中で、資料、人材などについて策定委員会で新たに増やすだけでなく、今あるものの有効活用が大切であるという意見が出され、この考え方を追加したものです。

次に 55 ページ、具体的施策 No 7 については、パブリックコメントの意見提案により、ブックトークの機会充実を図るための具体的内容を新たに追加したものです。62 ページ、具体的施策 No 21 についても、パブリックコメントの意見提案により、今後の公立図書館の重要な課題の 1 つである IT 環境の整備を進めていくための具体的内容を新たに追加したものです。

次に、63 ページ、具体的施策 No 27 については、策定委員会での意見により、学校等との連携事業の充実を図るための具体的内容を新たに追加したものです。これらの修正・追加のほか若干誤字等の訂正や文章表現の整理等を行い、最後に 72 ページ以降に「資料編」を追加したものです。以上です。

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 4 1 号藤沢市子ども読書活動推進計画につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員

63 ページ、補足された学校図書館との連携というところですが、先日、学校図書館専門員の報告会に参加したのですが、学校の本は冊数が限られていて、公立図書館との連携がこれからは必須になってくるという専門員のお話でした。これから専門員の充実が図られていくと思いますので、ぜひ図書館としても積極的に協力していただきたいと思います。

質問ですが、団体貸し出しは、今、どのような形で行われているのか教えてください。

内藤総合市民図書館主幹 団体貸し出しは現在、1回につき100冊まで、1ヵ月間、これは1クラスであってもかまわないし、保育園なら保育園1園方とか、いろいろな方々に対して100冊まで1ヵ月間となります。

澁谷委員 貸し出しの運搬はどちらがやるのですか。

内藤総合市民図書館主幹 運搬は借りる方にやっていただきます。学校によってはPTAの方が先生のかわりに取りに来るといったケースもあります。

澁谷委員 100冊というのは運ぶのも大変と思うので、図書館の方からサービスとしてお届けするというようなことは難しいですか。

内藤総合市民図書館主幹 物流の問題ですが、4市民図書館、11市民図書室までは毎日、車の便があるのですが、残念ながら学校、保育園については整備されておられません。個人宅については宅配ボランティアをお願いして、ご自宅まで運ぶということはあるのですが、図書館で本を借りたいという要望は学校や保育園の先生から聞いているのですが、策定委員会でも物流をどうするかというのがこれからの課題ではないかとか、いろいろな形で議論がされているので、その辺はもう少し研究したいと思っています。

澁谷委員 来年度は学校図書館専門員も増えると思いますので、是非一緒に検討していただきたいと思います。

岩本委員長 今、いろいろなところでアウトレージ、こちらから出向いていくというような動きが加わると、いろいろなものが有効活用できるという流れが盛んになりつつありますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第41号藤沢市子ども読書活動推進計画については、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第41号藤沢市子ども読書活動推進計画については、原案のとおり決定いたします。

XX

岩本委員長 次に、議案第42号ふじさわスポーツ元気プランについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

稲垣スポーツ課長 議案第42号ふじさわスポーツ元気プランについてご説明いたします。藤沢市スポーツ振興基本計画 ふじさわスポーツ元気プランは、健康で豊かなスポーツライフの確立を目標に、平成15年度に策定したものです。その後、国のスポーツ振興基本計画の改定を受け、また現計画が平成22年度までの計画であることなどから、平成21年度に基本計画の見直しを行いました。その後、藤沢市新総合計画や教育振興基本計画等、他の計画との整合性を保ち、また、関係団体との意見を踏まえながら実施計画

の策定作業を行い、このたび見直し後の基本計画に基づく平成 23 年度以降に向けての実施計画を策定いたしましたので、ふじさわスポーツ元気プランとしてご報告させていただくものです。(資料 1 参照)

1 経過ですが、基本計画の見直し及びその後の実施計画の策定にかかる経過です。基本計画につきましては、平成 20 年 10 月から平成 21 年 4 月までに 5 回の見直し委員会を開催し、見直し後の素案を同年 6 月の文教常任委員会に報告したところです。

実施計画の策定経過について、基本計画のパブリックコメントを実施し、その結果等を踏まえて平成 22 年 10 月までに 6 回の策定委員会を開催し、策定案としてまとめたものです。策定委員会において策定したのものについては、その都度、スポーツ振興審議会において審議、修正等を行いながら、まとめてまいりました。本年 1 月のスポーツ振興審議会における審議の結果をもって基本計画とあわせ、「ふじさわスポーツ元気プラン」の最終案といたしました。

それでは、計画の内容についてご説明いたします。基本計画については、以前にご説明しておりますので、今回は計画の体系を確認いただくこととし、内容としては実施計画を中心にご説明いたします。

2 ページ、「2 ふじさわスポーツ元気プラン 2020 基本計画の概要」

(1) 体系として第 1 章から第 3 章の 3 つのテーマによる構成となっており、それに連なる 23 項目の施策を示しております。また、重要事業としての位置づけについては、新総合計画及び教育振興基本計画の中のスポーツ関係の事業名を記載し、「ふじさわスポーツ元気プラン」との整合性をわかりやすくいたしました。

(2) 計画名称 改定後のふじさわスポーツ元気プランの名称を「ふじさわスポーツ元気プラン 2020」としたものです。

次に、「3 ふじさわ元気プラン 2020 実施計画の概要」では、(1) 第 1 章スポーツ施設の整備・拡充については、5 つの柱立てに基づき基本計画に示された考え方をもとに、22 の具体的事業を計画しております。

1 の公共スポーツ施設の整備・拡充と利用の促進では、①の高齢者、障がい者の意見を取り入れながら基準に沿った施設整備、④の施設の新規整備や人工芝化などの拡充を検討、推進するなど丸印で表記した 6 つの具体的な事業計画となっております。

2 の学校体育施設の開放充実では、①の小学校・中学校の開放の充実や④の開放施設のバリアフリー化の推進を検討するなど、学校体育施設の新たな活用の研究・検討など 5 つの具体的な事業計画。

3 の民間スポーツ施設の有効活用では、①の企業に協力を要請し、有効

利用の促進など2つの具体的な事業計画となっております。

4の自然を生かした多様なスポーツ・レクリエーションの場づくりでは、①の魅力あるスポーツ・レクリエーションマップの作成と活動の啓発を図る事業の実施や、②の幅広い世代が楽しめるスポーツ・レクリエーションの場の設置を目指した河川整備等に合わせた新たなスポーツの場の確保など、4つの具体的な事業計画となっております。

5のスポーツ施設への効果的な指定管理者制度導入では、①の開場日・利用時間・利用方法の見直しによる市民サービスの向上や、②の指定管理者の専門性やノウハウを活用し、市民ニーズに対応など5つの具体的な事業計画となっております。これらは改定に伴い、新たに取り入れた施策となっております。

次に、第2章「スポーツ情報提供体制の充実」につきましては、3つの柱立てに基づき7つの具体的な事業を計画しております。1の「スポーツ施設予約システムの充実」では、①街頭端末やインターネットからの施設予約に加え、申込みや支払の手続きについても利便性が向上するよう、関係部署との検討協議を進める。

2の「スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実」では、①関連機関等との連携強化、情報提供窓口の一元化など3つの具体的な事業計画。

3の「各種スポーツ団体のホームページ開設支援」では、①ホームページに関する調査及び開設奨励に向けた啓発など、3つの具体的な事業計画となっており、これらは改定に伴い、さらに充実を図る施策としています。

次に、第3章「生涯スポーツ活動の推進」については、5つの柱立てに基づき40の具体的な事業を計画しております。1の「スポーツを楽しむまちづくり」においては、(1)の市民スポーツ意識調査分析評価、魅力ある親しまれる事業の企画提供、市民マラソンを初めとした多様なプログラムの研究・検討、開催。(3)の誰でもが安心してスポーツに親しめる環境整備と活動機会の充実、障がい者スポーツの特性を理解した指導者やボランティアの養成など10の具体的な事業。

2の「みんなの健康づくり」においては、(1)スポーツと健康に関する市民意識の高揚とスポーツ実施率の向上、関連機関との連携、健康増進を図る事業の創出、(2)の小中学校体力テストに対する測定員の養成と派遣や、体力テストの結果をもとにした体力向上のための事業等4つの具体的な事業計画となっており、こちらは改定に伴い新たに取り入れた施策となっております。

3の「活動を支える指導者の養成と活用」においては、(1)の地域ス

ポーツ指導者の中核として、体育指導員の資質向上、(2)の生涯学習大学事業と連携、学校運動部活動にふさわしい指導者の養成、(3)みらい創造財団や生涯学習大学事業と連携、多様なスポーツボランティアの養成など8つの具体的事業の計画となっております。

4の「スポーツ関係団体との育成と活動の充実」においては、(1)の行政、財団、体育関係団体の役割分担の明確化、市民のスポーツ実施率向上のための連携、協働事業や(3)の障がい者スポーツ団体の組織整備など7つの具体的事業計画となっており、こちらは改定に伴い新たに取り入れた施策となっております。

5の「競技スポーツの推進」においては、(1)の藤沢市スポーツ振興基金を活用したスポーツ振興や(2)のジュニア期の効果的スポーツ指導システムについての体育協会やスポーツ医科学の分野と連携、協働した研究・検討など11の具体的事業となっており、こちらは改定に伴い新たに取り入れた施策となっております。以上、全69事業をもって平成23年度からのスポーツ元気プランの実施計画とするものです。計画の詳細、個々の事業等につきましては、資料2及び資料3の「ふじさわスポーツ元気プラン2020」基本計画及び実施計画の冊子をご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、議案を読み上げさせていただきます。(議案書参照)

岩本委員長

事務局の説明が終わりました。議案第42号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員

現在、学校施設を開放している小中学校はどのくらいあるのですか。計画ではすべて開放できるように拡充を図るとありますが、全校開放に向けての問題点があれば教えてください。

笠原スポーツ課課長補佐

学校体育施設の開放は、現在、35小学校、19中学校すべてにおいて学校開放事業を行っております。小学校については体育館、校庭、夏季に5日間のプール開放、中学校においては部活動等の関係もあって体育館のみの開放となっております。問題点としては一昨年の事業仕分けの際にもご指摘を受けました費用対効果の部分、また受益者負担の考え方に基づく公平性の確保・管理のあり方について、体育施設に限らず学校全体としてとらえた中での市民開放について、今後、方策を工夫していかなければいけないのではないかとというような問題点が挙げられております。

小澤委員

中学生で部活動している子と、していない子の体力テストの差は激しくなってきていると思いますが、体力テストの実施結果に基づく新たな事業内容の検討となっているので、子どもたちが平均的に体力が向上するような事業内容をしっかり考えていただきたいと思います。

提出するものです。なお、この規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行することといたします。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書参照)

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 3 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

現時点で、何年生に何時間という授業計画はお持ちですか。

吉田教育総務部参事 23 年度に全面実施をされる関係で、藤沢市では 21 年度から「外国語活動」の導入をしております。小学校 5～6 年生に 21 年度で 10 時間程度、本年度(22 年度)は 20 時間程度、23 年度から全面実施ということで 35 時間、これは指導要領によるものです。教育課程の方はそれぞれの学校長が編成することになっておりますので、資料等情報提供しております、それをもとに作成しているということです。

岩本委員長 既に行われているということですが、英語教育について、小学校の教員研修はどのように行われていますか。

吉田教育総務部参事 教員研修はさまざまなやり方がありまして、国や県も何とかしなければという状況があります。県では英語が中心になるような中核教員を養成するとして、県のセンターに集めて研修をさせて、それを学校に持ち帰るような状況をつくっています。藤沢市では「外国語活動」に関する資料を最初の年につくって、先生方に提示しそれに沿ってやると、ある程度のところは、できるような事例集をつけたものを昨年度と今年度、教員には配布しております。

それから今、入っています外国語の委託をしている会社の F L T (外国人講師) が各小学校に行き、先生方を対象に研修するという形で、何とか先生方に自立して授業をやっていただけるような機会をつくっています。F L T は今年度 1 学級 20 時間実施のうち 10 時間入っていただくような形を取っております、F L T が授業を進め、その方法を先生方が研修する、そういった形で実践の中にもいろいろな研修を含めてやっている状況です。

岩本委員長 中学校の英語の先生が小学校に出張授業したり、小学校の先生が中学校の先生に指導法を伝授してもらうような計画などありますか。

吉田教育総務部参事 実施したいところですが、まだ小学校の「外語国語活動」が確立していないという不安定な状況もありまして、小中の交流までは至っていません。ただ、小学校の先生方については、実際に授業をやっていただく先生を決めて、そこに各学校の先生方にお集まりいただいて、昨年、今年の 2 年間研修会を行っております。

岩本委員長 教科課程の面で、中学校が小学校にというのは難しい点もあるかもしれ

ませんが、小中の子どもたちが一貫して英語が学べる点も大事ですし、小中連携を進める1つともなるのではないかと思いますので、ぜひ、英語教育を切り口に、そのような試みもしていただけたらと思います。

ほかにありませんか。

特にないようですので、議案第43号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第43号藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第44号藤沢市スポーツ広場条例施行規則の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

稲垣スポーツ課長 議案第44号藤沢市スポーツ広場条例施行規則の制定について、ご説明いたします。今回、条例施行規則の制定をお願いいたしますのは、藤沢市スポーツ広場条例第15条の規定に基づき、スポーツ広場の管理に関し必要な事項等を定める必要により、ご提案申し上げるものです。

条文の主な内容ですが、第1条の「趣旨」は、スポーツ広場条例の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものです。

第2条は、各スポーツ広場の休場日及び共用時間を別表により定めるものです。

第3条は、各スポーツ広場において使用できる対象種目につきまして、別表により定めることを規定するものです。

第4条及び第5条は、団体登録ができる団体、登録手続等に関して規定するものです。

第6条から第13条は、使用許可の区分、使用申請の手続、申請手続の特例、取りやめの届出、使用内容の変更に係る手続について定めるものです。

第14条から第16条は、団体登録の更新、登録事項の変更、登録の取消しについて定めるものです。

第17条は、使用料の減免又は免除の手続、第18条は、既納の利用料金の還付手続に関する事項を規定するものです。

第19条は、施設の設備に変更を加える場合の手続、第20条は、施設の管理上必要がある場合の職員の立入りに関する事項、第21条は、規則に関する書類の様式について定めるものです。

附則の第1項は、施行期日を平成23年4月1日からと定めるものです。

表記について、第4条に改めるものです。また、第5項の使用団体について、藤沢市スポーツ広場条例施行規則の規定により、スポーツ広場使用団体として登録された団体を新たに追加、第18条第1項の条文の中で第6条とある表記につきまして、第7条に改め、第19条の既納の利用料金の還付手続等について、還付金額に端数が生じたときの処理方法を新たに追加するものです。

附則については、施行期日を平成23年4月1日から定めるものです。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。(議案書参照)

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第45号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 新旧対照表下線部分で、藤沢市有料公園施設等使用規則による有料公園施設等使用団体として登録された団体と、スポーツ広場使用団体として登録された団体はこれからは共同になるのか、それとも別々に運用されるのですか。

牧野スポーツ課課長補佐 みなし規定の関係ですが、現在も条例に基づいて登録されている団体については共通の登録をしているところです。新しくスポーツ広場条例が制定されたことに伴い、秩父宮体育館の方もスポーツ広場の登録をすれば利用できるという内容になっております。

岩本委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長 それでは、議案第45号藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長 次に、議案第46号八松小学校及び羽鳥小学校の通学区域の一部変更についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉住学務保健課長 議案第46号八松小学校及び羽鳥小学校の通学区域の一部変更について、ご説明いたします。(議案書参照)

45 ページの位置図は、湘南C-Xとして整備を進めている地域でありまして、この中の斜線で示した部分が今回、通学区域の変更提案をしている地区です。なお、斜線以外の部分は、商業施設や産業関連機能としての事業者の研究開発拠点、また病院、公園等の土地利用が予定されておりました。新規に住宅として土地利用される地区が斜線で記した部分になっております。この部分は、現在、八松小学校の通学区域ですけれども、ここを羽鳥小学校の通学区域へと変更するものです。この部分については、本年3月下旬に164戸、9月に96戸、平成24年12月に307戸、総住戸数

567 戸のマンションの建設が予定されております。現在の八松小学校の状況は、既に平成 17 年度より児童数の増加により、2 階建ての仮設校舎を設置しており、また、八松小学校と隣接しております明治小学校におきましても、児童数の増加により来年度に仮設校舎を設置する予定です。

一方、羽鳥小学校はこの 2 校と比較いたしますと、将来推計においても余裕がある状況です。このようなことから近隣地域との整合性を図り、児童の安定した就学先の確保また就学事務並びに学校運営を円滑に進める必要により、この斜線の地区については、八松小学校から羽鳥小学校への通学区域の変更を提案するものです。

それでは、議案書を朗読いたします。(議案書参照)

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 46 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 この区域から羽鳥小学校までの道のり及び小学校 1 年生が歩いた場合に、どのくらいかかるか教えてください。

吉住学務保健課長 通学時間と距離ですが、この地域から羽鳥小学校までは距離は約 1.5 キロメートル、小学校 1 年生がゆっくり歩いて通学した場合、一番遠い場所で 45 分程度です。八松小学校については 1.2 キロメートルでございます。

澁谷委員 45 分というと、小学校 1 年生にとってはかなり辛いと思いますが、状況的に致し方ないのかなと思います。最終的に 567 戸できるということで、予想としてはどのくらいの児童数が増えると見込んでいるのでしょうか。羽鳥小学校は余裕があるという話ですけれども、今後、657 戸完成したときも羽鳥小学校だけで賄えるという予測をされているのですか。

吉住学務保健課長 増加見込みの児童数ですが、平成 23 年度は各学年 8 人から 9 人ぐらい、平成 24 年度から 25 年度にかけては各学年 9 人から 10 人ぐらいの増加があるのではないかと予測しております。羽鳥小学校の受け入れ体制ですが、羽鳥小学校は本年度におきまして、普通教室 19 教室使用しておりますが、普通教室に使用可能な教室は 23 教室、また、先ほど挙げました 2 校に比較して、こちらはプレハブは現在もなく、今のところ必要ないという状況です。また、この後の湘南 C-X を含まない児童生徒数の推計を見ましても、八松、明治小学校については、平成 28 年度にかけてかなり増加をしていくという見込みですが、羽鳥小学校においては、逆に微減ということが予測されておりますので、受け入れ可能と考えております。

澁谷委員 小学校を新しく建てるのは大変なことです。このような学区の調整で児童生徒の増加に対処していくということですが、市内のほかの地域でも大きな住宅地ができるところが幾つかあると思います。今後、ど

の辺の小学校で学区の調整が必要になってくるのか、教えていただきたい
と思います。

吉住学務保健課長 具体的に今後対応が必要になってくる場所は、JR線の藤沢辻堂駅
間の南側にあります松下パナソニックの跡地です。こちらの方には現在の
ところ戸建て住宅、集合住宅等が約1,000戸余り建つ予定と聞いておりま
すが、ここについては今後、学区の検討を進めていかなければならないか
と考えております。

澁谷委員 ちなみにパナソニック跡地は、現在の区割りで行くと何小学校の学区に
なるのですか。

吉住学務健康課長 小学校は辻堂小学校、中学校は湘洋中学校です。

澁谷委員 辻堂小学校、湘洋中学校とも現在、受け入れが難しい状況ですか。

吉住学務健康課長 仮設校舎の建設という形で受け入れは可能と考えております。

澁谷委員 仮設校舎のプレハブは一昔前のプレハブと違って非常に快適に過ごせ
るということですし、現在既にプレハブ対応の小学校が幾つもあります。
けれども、本当はプレハブというのは臨時措置ですから、プレハブを建て
て長期間にわたり対応していくことに、このままでいいのだろうかと思
います。ちなみに茅ヶ崎市は今度新しく小学校が1つできるので、茅ヶ崎
市の対応と藤沢市の対応、いろいろ条件も違うと思いますが、もし茅ヶ崎
の情報をご存じでしたら、どのような経緯で新しく小学校を1つ建てるこ
とになったのか教えていただきたいです。

吉住学務保健課長 茅ヶ崎市も今後の児童生徒の動きについては、藤沢市同様微増とい
うことですが、茅ヶ崎市は児童生徒推計は非公開ですので、はっきりした
ことは把握しておりません。学区については本市と同じ学区制をとって
おります。ただ、茅ヶ崎は仮設校舎はないようで、今ある校舎で対応して
います。今回、潮見台小学校という新しい小学校を建設することについては、
マンションの増加に対応するため、市長の方針で小学校を開校する原因に
なったと聞いております。

田中教育総務部長 松下電器跡地の問題ですけれども、児童生徒数が増えていくとい
う状況に対しましては、先ほど仮設校舎での対応ということでお答えして
おりますけれども、この問題については、どういった戸数、どういった用途
のものが実際に建つのか等々、まだ正式に決定していないという状況もご
ざいます。そういった中で児童生徒数が予測された時点で学区の変更も含
めて検討していきたいと考えております。

澁谷委員 藤沢市はいろいろな状況から小学校を建てるのが難しいことは重々
わかっているのですが、全国的に見ても藤沢市は人気があって、若い世
代の方がどんどん引っ越してくることがしばらく続くのではないかと

話を聞きます。市内のいろいろなところに住宅地ができていくのは、この数年間では終わらないのではないのでしょうか。これからの話ですけれども、学区の調整だけで子どもたちを小学校にふり分けるだけでなく、新設の小学校建設ということも少しは視野に入れていくべきではないのでしょうか。

村岡教育総務部担当部長　　今、学区なり将来推計の課題がございます。ただ、藤沢市は23～24年あたりがピークで、児童生徒はだんだん微減していくという状況にありまして、学校を新設するという状況ではないことをご理解いただけたらと思います。先ほどご審議いただいた教育振興基本計画の中でも学校適正配置研究事業という事業を立ち上げて、今後、ご指摘のような課題についてどう対応していくか、総合的に研究してまいりたいと考えておりますので、また、研究した結果等についてはご報告申し上げたいと思います。

岩本委員長　　地域の方や視察に来られた方から、藤沢は非常に仮設が多い印象を受けるという話を何度か聞いています。子どもにとって仮設での学校生活は、もちろんそこから得るものもあるかもしれませんが、教職員の目が行き届かなくなったり、学校全体が落ち着かなくなるといった影響もあります。ぜひ、教育振興基本計画にもある学区の見直しや、藤沢市全体の学校建設計画も、近々では全校に耐震工事を施したため改築計画自体が入っていないのですが、そういったことも総合的に考えて、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第46号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本委員長　　それでは、議案第46号八松小学校及び羽鳥小学校の通学区域の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本委員長　　次に、その他に移ります。

(1) 生涯学習ふじさわプランの改定について、事務局の説明を求めます。

秋山生涯学習課長　　生涯学習ふじさわプランの改定について、ご説明いたします。(議案書参照)

1 背景　社会情勢の変化や社会教育基本法等の関係法令の改正が行われてきたこと、また、現行の生涯学習プランの計画期間が満了し、新総合計画及び教育振興基本計画の策定にあわせて、新たな生涯学習プランの策定が必要ということで、社会教育委員会からの提言書をもとに市長を本

部長とする生涯学習推進本部におきまして、改定作業を行ってまいりました。

2 計画の位置づけ 本計画は新総合計画及び教育振興基本計画に包括される生涯学習分野の個別計画として位置づけるものです。

3 改定の経過 昨年6月29日に本市社会教育委員会議からの提言書が提出され、7月の教育委員会定例会に提言書の報告を行い、教育委員会からのご意見をいただいたところです。11月には素案及びパブリックコメントの実施についてご報告をいたしました。また、市議会文教常任委員会におきましても、9月と12月に同様の報告を行い、1月21日に開催いたしました生涯学習推進本部会議において改定計画を決定したものです。

4 パブリックコメントの実施結果 昨年11月25日から12月24日まで実施をいたしまして、17名から8項目、26件のご意見をいただきました。なお、「8 その他」といたしましたのは、本計画とは直接関係のない市政に対するご意見・ご要望でした。主な意見といたしましては、博物館や美術館、総合ミュージアムといった展示施設の設置をしてほしい。公民館の市民運営に当たって人材育成、確保を行ってほしいなどの意見がございました。これらの意見につきましては、事業の実施や指標に係るもの、あるいは素案の中で考え方として既に触れてあったものから、パブリックコメントの実施結果による基本構想、基本計画の修正はせずに、実施計画の中で取り扱い、個別の事業の実施、検討の際に参考とさせていただきますと考えております。

5 改定計画書 (1) 計画名称は「生涯学習ふじさわプラン 2016～藤沢の未来をつくる生涯学習～」といたしました。このたびの改定により、従来10年間を計画期間としていたものを、新総合計画12年の前期の期間6年間に合わせる形に変更したため、計画最終年度を計画名称に加えました。また、サブタイトルとしております「藤沢の未来をつくる生涯学習」は、本計画の基本理念であり、社会教育委員会議からご提言をいただいたものです。

(2) 計画書につきましては、別冊資料となっておりますが、表紙の裏面に「目次」を掲載しております。第1章「計画の基本的な考え方」、第2章「藤沢市生涯学習推進基本構想」、第3章「藤沢市生涯学習推進基本計画」までの計画期間6年間の方向性とあわせまして、3年間の具体的な取り組みを示す実施計画につきましても、第4章「実施計画概要」といたしまして、10ページ以降に一覧表を添付しております。実事業数といたしましては、201事業、43課の所管事業が対象となっております。なお、この中には新総合計画の中で「地域まちづくり計画」に位置づけられ、各

します。(議案書参照)

本市の公民館におきましては、従来から地域市民の参画によって「市民主体による運営」の土壌が醸成されてまいりました。また、本市は「市民と取り組む公共経営」を掲げ、この「新しい公共」の考え方に基づいて、平成 22 年 4 月から湘南台公民館におきまして、市民運営団体による運営を実施いたしました。その状況の検証を踏まえ、平成 23 年 4 月から残る市民センター併設公民館においても自主運営方式とすることで、より地域に密着した公民館運営を図るものです。

1. 基本方針として(1)社会教育指導員や公民館体育指導員経験者を中心とした市民運営団体への委託とすること。(2)委託内容は、社会教育事業の企画実施、学習相談、公民館まつり、受付業務等とすること。(3)公民館長は、地域経営会議や公民館運営審議会との相互連携に努め、生涯学習課は全公民館共通事項の調整、研修及び全体の取りまとめなどの支援を行うことといたしました。

2. 取り組みの方針として(1)平成 23 年 4 月から湘南台公民館に加え、他の併設公民館 10 館においても実施すること。(2)市民移行に係る検証を継続し、市民との協働による公民館運営の充実を図ることといたしました。

3. これまでの取り組みとして(1)湘南台公民館の検証方法及び結果と対応につきましては、1 点目として、委託業務の執行状況については、今までと同様に、公民館事業が実施されていることを業務の検査により確認し、今後は業務委託仕様書等をさらに充実を図ってまいります。2 点目として、アンケート調査及びサークル等公民館利用者との意見交換会を実施して、公民館運営に反映させてまいります。また、公民館運営審議会に事業の企画実施についての意見を求め、地域の特性を生かした地域の公民館としての事業展開が図られました。今後も引き続き利用者等の意見を聞く場の工夫をし、公民館事業への反映を図ってまいります。3 点目として、移行に係る課題について引継ぎの重要性が指摘されたため、各公民館での引継書の作成、手引書の作成などの準備を進めております。

(2)他の併設公民館の市民運営移行に向けた準備状況については、各公民館では、市民運営団体の組織づくりを進めております。引継書の作成及び各館で共通する事柄の手引書を作成するとともに、今後に向け市民運営に移行した際に必要となる環境整備等の検討を行っております。

4. 今後の予定としては、生涯学習課が市民運営団体の設立、運営への後方支援を行い、事務手続を進めてまいります。また、市民運営を円滑に進めるための環境整備や公民館運営に係る研修を行ってまいります。さら

には社会教育コーディネーター養成講座を行い、人材育成としての支援もあわせて行ってまいりたいと考えております。公民館運営審議会については、条例改正も含め全市的な位置づけで再編成に向けた準備を進めているところです。

古谷総合市民図書館長　引き続きまして、市民との協働による図書館の運営について、ご説明いたします。(議案書参照)

藤沢市は市政運営の基本方針に「市民と取り組む公共経営」を掲げ、行政と市民、NPO、市民ボランティア等とのパートナーシップ、多様な主体との協働の新しい公共づくりを目指しております。藤沢市の図書館は、市民との協働による運営の伝統があり、現在、意欲及び専門性の高い図書館業務員や600人を超える図書館ボランティアが図書館運営の一翼を担っております。このように高い評価を得て活動している豊富な人材を活用し、藤沢市独自の市民力、地域力による市民主体の新たな図書館運営体制の構築を図るものです。

1. 基本方針として(1) 現行図書館業務員等の市民人材を中心とした「NPO法人」を設立し、市との協働により図書館運営業務を行っていく。具体的には業務委託方式を採用しております。

(2) 役割分担として、市は施設管理あるいは維持、また、図書資料の購入等々図書館行政の条件整備を行い、総合計画、図書館整備計画、子ども読書活動推進計画等々の方向性を示し、NPO法人につきましては、これに基づいた市の図書館政策・図書館サービスの実現・実施を図っていくものです。

(3) として、これまでの枠にとらわれずに、市とNPO法人との協働によりまして、時代の変化、市民のニーズに対応した図書館サービス運営の実現を図ることを目指すものです。

2. 取り組みの方針として(1) 平成23年4月から、分館1館(辻堂市民図書館)においてNPO法人による図書館運営を試行実施し、あわせてその検証を行うものです。(2) この検証結果を受けまして、次年度以降の他の2分館及び総合市民図書館への段階的拡大について検討をしてまいります。

3. これまでの取り組みとして、NPO法人による運営の課題整理、組織執行体制等の検討を進めております。労働組合との協議、また、それぞれの段階におきまして教育委員会あるいは議会、図書館協議会等へのご報告も行ってしております。そしてNPO法人の設立につきましては、その準備に向け、市もその支援を行いまして、法人認証を受け、平成22年11月5日に正式に登記ができたものです。

4. 今後の予定ですが、23年4月からの委託契約の準備を進めるとともに、実際に行う検証方法、内容等について検討をしております。また、NPO法人におきましては、就業規則等諸規程の整備、スタッフの採用及び研修等を行っていくものです。以上です。

岩本委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 市民との協働による公民館が湘南台では先行実施されているということですが、その辺の状況をお聞かせください。

熊谷生涯学習課主幹 現在、湘南台におきましては、湘南台公民館運営委員会が運営をしております。責任者、副責任者、社会教育指導員、体育指導員の合計8名で運営をしております。今まで職員が担っていた業務については、責任者、副責任者が主に担い、社会教育指導員と体育指導員につきましては、引き続き昨年からの方をお願いしましたので、それに加えて事務をする社会教育指導員を1人追加という形で今年度は運営をしております。年度当初、引継ぎの件で多少事務がスムーズにいかないという時期がございましたけれども、現在は、事業の運営も含めてスムーズに行われていると聞いております。また、検証につきまして、先ほど述べさせていただきましたが、運営団体の方、公民館運営審議会、利用者のご意見をお聞きして、現在はよくやってくれているという評価をいただいております。

赤見委員 ボランティアからは大変だという話は出ていないですか。

熊谷生涯学習課主幹 ボランティアといいますか、社会教育指導員と体育指導員については、従来と同じ額の報酬が運営委員会から出ております。責任者と副責任者についても会の方から報酬をお支払する形をとっております。お気持的にボランティアということでやっていただいているかもしれませんが、一応報酬は出ているということになります。

澁谷委員 地域の特性を生かした公民館運営のための今回の変更ですが、生涯学習課が全公民館の取りまとめを行うとか、公民館運営審議会が全市的な位置づけになるということで、地域の特性を生かした活動ができにくい面も不安要素としてあるかなと思うのですが、その辺はどうですか。

熊谷生涯学習課主幹 湘南台公民館におきましては、アンケートを実施しまして、利用者からご意見を直接いただきました。その後、アンケートに対するお答えを公民館の方で用意しまして、利用者の方と意見交換会をして、地域の方の声を直接取り入れる工夫をしているという状況です。事業の展開につきましても、地域の団体、サークルとの共催という形で、地域と一体となった運営を目指して、実際、今年度について幾つか新たな共催事業を行っております。

この企画は、2010年9月、「はやぶさ」帰還後、JAXA（宇宙航空研究開発機構）により、展示の公募がありまして、その際、JAXAの「プロジェクトの成果を広く国民と分かち合いたい」という考えに賛同いたしまして、申込みを行い、全国125機関の応募の中から16機関が選ばれて、国内では2カ所目、今年度最後の展示を行います。

関連企画といたしまして、①全天周映画「HAYABUSA-BACK TO THE EARTH」の上映を行います。

②としてNEC航空宇宙システムの小笠原雅弘氏による「はやぶさ」講演会をお願いしております。

③「はやぶさ」の関連グッズの販売を湘南台地区のご協力いただける皆さんのお手を借りまして、子どもたち等に行っていきたくて考えております。

また、オープンセレモニーを3月24日（木）、午前8時40分より行いたいと考えております。教育委員長はじめ各委員の方々にもご参列をお願いしたいと考えておりますので、今後、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岩本委員長 ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 4日間ですが、たくさんの方が見学にいらっしゃるのではないかと楽しみにしています。特に、小学生、中学生にぜひ実物を見てほしいと思っています。近隣の小学校だけでも団体の見学時間をどこかで設けていけたらいいのではないかと考えたのですが、もう春休みに入っていますので、小中学校に宣伝のポスターを貼るなり、ぜひ見学を呼びかけてもらいたいと思います。

岩本委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長 以上で、本日予定しておりました公開により審議する案件は、すべて終了いたしました。

ここで、前回定例会からのこの間の委員活動について、何かご報告等ありますか。

澁谷委員 先ほど少しお話ししました「学校図書専門員さんの1年を振り返って」という報告会に出席いたしました。善行小学校と第一中学校の学校図書専門員のこの1年の活動報告を伺って、特に中学校の方は活動範囲が幅広く、1年間でよくここまで1人の力で、もちろん先生方の協力もあったのですが、できたなと驚きました。例えば、図書の本を買っている業者さんに協

力いただいて本を 1000 冊借りて、中学生のための本の見本市のようなものをやったとのことでした。1000 冊並べて、その中から自分たちが買ってほしい本を投票してもらおうというようなこともしたそうです。また図書館から団体貸し出しとして本を借りて、ひとりに 1 冊ずつ同じ本を渡して、教材に使うとか、学校の図書館だけでは対応できないような活動も行われています。来年度に向けて多くの学校に図書専門員が配置されることで、活動の幅がさらに大きく広がる可能性のある事業だということを改めて認識しました。

岩本委員長

私からは 2 点あります。1 つは、1 月 28 日に新林小学校で、保護者と教師と一緒に不登校についてのミニ講演会をいたしました。小学校では今、分離不安、特にお母さんから離れられなくて、教室の中での授業に参加できないという、それが不登校に発展していくケースが多いのですが、そういったケースは藤沢市内でも現在見られています。講演では、家庭の中でどうやって子どもを強くしていくか、あるいは不登校にならないようにするためには、家庭と学校の連携をどうするかというお話をいたしました。また、母子分離不安から来る教室に入れない子どもの対応、それから親の面談がなかなかうまくいかないのは、どこの学校でも共通に抱えている課題かと思います。今後は、小学校の先生向けに、母子分離不安などの発達の課題をどう解決していくかといった研修の機会、事務局でつくっていただけたらと思います。

もう一点は、秋山生涯学習課長と先日、東京国立博物館に行ってきました。これは田島比呂子先生の友禅の 70 周年展について、国立博物館にポスターを展示していただくためでした。文化庁が買い上げた田島先生の着物 2 点が東京国立博物館に所蔵されています。東京国立博物館では江戸時代までのものしか保管しないという大前提があるのですが、田島先生の作品は 2 点もあります。着物というと、皆さん「着物は高くて縁がない」とか「着物はあまり」というような反応があったりするのですが、田島先生の作品は着物というより、日本画の世界のような作品で、このような先生の作品が一堂に会す機会はないかなと思いますので、さらに宣伝をお願いします。この藤沢で、しかもマンションの中ですべての工程を 1 人で染め上げる人間国宝は、日本では田島先生お一人です。外国人の観光客にもこういった案内が配られたら、観光客が藤沢市まで足を運ぶいい機会にもなると思いますし、一人ひとりのクチコミは強いと思いますので、改めて 70 周年展を宣伝していただきたいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本委員長

それでは、次回の定例会の期日を決めたいと思います。3 月 21 日（月）

午後 2 時から、傍聴者の定員は 20 名。場所は新館 7 階第 3 会議室において開催ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩本委員長

それでは、次回の定例会は 3 月 21 日（月）午後 2 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は新館 7 階第 3 会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後 5 時 10 分 休憩